

フリーウィルズキャンペーン Q & A 改訂版 (遺贈寄付の専門家報酬 助成キャンペーン)

人生の集大成としての恩送りができる遺贈寄付実現に向けて、専門家報酬を助成する「フリーウィルズキャンペーン」。おかげさまで反響をいただき、申請期間を延長をさせていただくこととなりました。

また、2022年夏に実施し多数問い合わせをいただいた無料キャンペーンも 2023年3月22日(水)～31日(金)に第2弾を実施させていただく予定です。

上記に伴い、改めてQ&Aをご案内いたします。本キャンペーンがきっかけとなって、一人でも多くの方の遺贈寄付検討・実現の機会につながりましたら幸いです。

【目次】※クリックして表示されるブックマークから各項目に移動します

- [・助成キャンペーン「フリーウィルズキャンペーン」について](#)
- [・無料キャンペーン「フリーウィルズウィーク」について](#)
- [・キャンペーン比較表](#)

(無料、助成キャンペーン共通)

- [・手続きについて](#)
- [・キャンペーンの対象となる実務に関して](#)
- [・キャンペーンの仕組みに関して](#)

【助成キャンペーン「フリーウィルズキャンペーン」について】

Q: 助成キャンペーン「フリーウィルズキャンペーン」について概要を教えてください

A: 助成のキャンペーンは、全国の士業・金融機関等の遺言書作成費用を対象に、遺贈寄付の専門家報酬 5万円分を補助する仕組みです。遺言者が支払う内の、5万円をお支払いします。

助成方法は、担当された士業など専門家の方が5万円差し引いて遺言書作成者様へ請求いただき、専門家の方が幣協会に申請をいただく形になります。もしくは、遺言書作成者様へ満額ですでに請求をしている場合は、専門家の方が幣協会に請求、幣協会から遺言書作成者様へお振込みすることも可能です。

要件はこちらの[キャンペーン比較表](#)をご覧ください。

Q: 申請期間について、詳しく教えてください。

A: フリーウィルズキャンペーンへの申請は下記のようなステップとなっております。

- ①フリーウィルズキャンペーン [特設サイトからの事前登録](#)
- ②事前登録の内容確認後、事務局より申請書をメールにてご送付
- ③郵送にて申請書のご提出（詳しくは[こちら](#)）

遺言書制作のタイミングは寄付者様お一人ずつ異なりますので、①②のどちらも 2023 年 3 月 31 日(金)まで受付させていただきます。

③申請書ご提出は、遺言書作成完了次第、ご提出ください。

申請書のご提出は最大 2023 年 5 月 31 日(水)まで受付を致します。間に合わない場合は、事務局までご相談ください。

【無料キャンペーン「フリーウィルズウィーク」について】

Q: 無料キャンペーン「フリーウィルズウィーク」の概要を教えてください

A: 無料キャンペーンは対象となる寄付遺言書の内容に要件があり、助成金の範囲内で無料で遺言書を作成してくださる専門家が担当します。対応可能な専門家を日本承継寄付協会よりご案内します。

2023 年 3 月 22 日(水)～31 日(金)の無料キャンペーン「フリーウィルズウィーク」は、日本承継寄付協会事務局(電話番号:03-3868-7011)までお電話をお願い致します。

(2022 年 8 月に開催時のフリーダイヤルと番号が異なりますのでご注意ください)

無料キャンペーンは適用されない場合も、助成キャンペーンをご利用いただけるケースが多数ございます。不明点は事務局までご相談ください。

要件はこちらの[キャンペーン比較表](#)をご覧ください。

*フリーウィルズウィーク(無料キャンペーン)として遺言書作成にご協力いただける先生を募集しています。(報酬に関しては一定の金額をお支払いします)詳しくは弊協会までお問い合わせください。

Q: フリーウィルズウィーク(無料)を利用予定していたけれど要件が満たなかった場合、助成キャンペーンの対象者となるのでしょうか。それとも新たに申し込む形になるのでしょうか。

A: そのまま助成キャンペーンの対象となります。別途申し込みは必要ありません。

【キャンペーン比較表】

キャンペーン名	フリーウィルズウィーク (専門家報酬無料)	助成キャンペーン (専門家報酬の5万円分を助成)
期間	相談窓口対応期間: <u>2023年3月22日(水)~31日(金)</u> *相談窓口オープンは平日のみ	申請受付期間: 2022年9月12日(月)~ <u>2023年3月31日(金)</u>
助成対象の寄付検討者	遺贈寄付を考えている、または関心のある方	左に同じ
報酬が助成対象となる専門家	<u>日本承継寄付協会よりご紹介する、無料にご協力いただく専門家のみ</u> ※協力:一般社団法人全国司法書士法人連絡会、日本承継寄付協会登録の承継寄付診断士 ※フリーウィルズウィークも、目安としている報酬助成金額は5万円です。そのため、専門家報酬を5万円でお受けいただける協力事務所を、相談窓口を經由してご紹介します	<u>全国の士業、金融機関等遺贈寄付の相談を受ける専門家</u> ※無料に該当しなかった場合助成キャンペーンへ申請可能
費用(参加費、相談料)	専門家報酬が無料 ※印紙代、郵送費などの実費はご相談者負担となります。	専門家報酬の5万円分を助成 ※印紙代、郵送費などの実費はご相談者負担となります。
対象となる寄付遺言書要件	シンプルな遺言書であること / 自筆(保管制度利用を前提) / 寄付額10万円以上 / 遺留分侵害なし / 執行者付帯必須(士業従事者,弁護士,司法書士,信託銀行等) / 山林、田畑なし / 自社株なし / 不特定不動産なし / 未登記不動産なし 寄付先の対象:非営利法人、地方自治体、学校法人など非営利団体 ※キャンペーン適応の可否は寄付検討者よりお話を伺った担当士業が最終的に判断を致します。予めご了承ください。	寄付額10万円以上の遺言書の作成、寄付額10万円以上発生する税務・寄付相談 寄付先の対象:非営利法人、地方自治体、学校法人など非営利団体 ※自筆の場合、保管制度利用を前提としています。難しい場合は事務局までご相談ください ※申請内容にそった審査で不承認になる場合もございます。予めご了承ください。

申請方法	<p>(1)2023年3月22日(水)～31日(金)の期間中(平日のみ)にフリーウィルズウィーク相談受付にお電話をいただいた方が対象となります。</p> <p>※遺言書完成次第、申請書をご提出ください。</p> <p>※先着順のため上限数がございます。また申請後、要件を満たし承認された方のみキャンペーンが適応されます。</p>	<p>2022年9月12日(月)～2023年3月31日(金)中に、寄付検討者の寄付遺言書作成や遺贈寄付について担当している士業等がキャンペーンに事前申請します。</p> <p>※遺言書完成次第、申請書をご提出ください。</p> <p>※先着順のため上限数がございます。また申請後、要件を満たし承認された方のみキャンペーンが適応されます。</p>
助成元	一般財団法人 日本寄付財団	左に同じ

※ 以下、無料・助成キャンペーン共通の Q&A となります ※

【手続きについて】

Q: 特設サイトからの事前登録後、準備すべきものには何がありますか。

A: 事前登録内容を確認させていただいた後、事務局よりメールにて下記ご提出物をお送りいたします。

①申請書

②誓約書(遺言者様ご署名欄あり)・アンケート

③寄付者のお名前と遺贈財産、遺贈先団体がわかる箇所のコピー

例:「〇〇に遺贈する」と記載された箇所 ※見本あり

④振込先の通帳のコピー(申請者名義の振込先口座の内容が確認できるもの)

⑤報酬請求をした請求書もしくは領収書のコピー

⑥寄付先が一般社団法人・一般財団法人の場合、

非営利かどうか確認させていただくため定款のコピー

※ただしえんぎフト掲載団体の定款はご提出なしで結構です※本キャンペーンは、非営利法人、地方自治体、学校法人が寄付先対象となります。

※誓約書に、遺言者様のサインが必要な箇所がございます。ご確認をよろしくお願い致します。

Q: 寄付先が非営利かどうか確認のための定款のコピーは必ず提出せねばなりませんか。

A: 本キャンペーンは非営利団体への遺贈寄付が対象となっております。

一般社団法人・一般財団法人の場合、団体名のみでは非営利かどうか判断できないケースがございますため、定款(のコピー)をご提出いただいております。

なお、弊協会が発行している『えんギフト』に掲載されている一般財団法人あしなが育英会様は定款のコピーはご提出不要です。また、特設サイトのフォームからの事前登録内容をご確認させていただき、弊協会にてすでに定款の確認をさせていただいている団体が寄付先団体に指定されている場合は、「定款コピーの提出なし」で申請いただける旨を個別にご連絡させていただきます。

■[えんギフト特設サイト](#)

【キャンペーンの対象となる実務に関して】

Q: 相談できる専門家事務所を知らない場合、ご紹介いただけますか？

A: 日本承継寄付協会へのお問い合わせ時にお住まいをお知らせください。ご対応いただける専門家をお探し致します。

Q: 助成キャンペーンは自筆証書遺言だけではなく、公正証書遺言も含まれますか？

A: 含まれます。本キャンペーンは、遺言者様が支払う専門家報酬に対して助成が適用されますので、専門家に依頼した場合は、公正証書費用(実費)を寄付相談者にご負担いただき、対応事務所が OK であるか等ご確認ください。

また、助成キャンペーンも自筆の場合、保管制度利用を前提としています。難しい場合は事務局までご相談ください。

Q: 今回のフリーウィルズキャンペーンは「執行者付帯必須」とありますが、一般の方は執行者になることができますか？

A: フリーウィルズウィーク(無料)では専門家が執行者となることが必須条件となります。実際に遺贈寄付が実行されることを目的としているので、一般の相続人が執行者になる場合は対象外と考えております。フリーウィルズウィーク(無料)は遺言書を作成する土業が限られておりますので、その方が自動的に執行者になることを想定しています。助成キャンペーンは、一般の方が執行者となる遺言書でも可能です。

Q: キャンペーンの申請は誰が行いますか？

A: 司法書士、弁護士、信託銀行、金融機関など、遺言書執行業務ができるとされている方々からの申請をお願いしております。

フリーウィルズウィークは、相談窓口から紹介された担当事務所の士業が申請します。一部助成の申請は、その方が依頼する先生に申請をしていただきます。

例えば、栃木に住んでおりいつも相談している専門家に相談したい、ということであれば、相談先の専門機関から申請いただき、承認されれば助成キャンペーンが適用されます。

【キャンペーンの仕組みに関して】

Q: なぜ無料や助成キャンペーンを実施できるのですか。

A: 遺贈寄付のハードルの1つとして、寄付者の思いを確実に実現できるよう専門家の力を借りた場合、遺言書作成に費用が発生すること。そのことにより遺贈寄付を提案しづらいと感じるケースが多々あることが挙げられます。

遺贈寄付という選択肢があることを広く知ってもらうため、「無料」は弊協会がぜひ実施したい取り組みでありました。一般財団法人 日本寄付財団による助成と、本キャンペーンにご賛同いただいている士業の先生方のもと、実現できる運びとなりました。

Q: 寄付先団体について、一度、自団体を通すような広報をすることは可能でしょうか？

A: はい、貴団体を通していただいても結構です。

その際は、ご案内文、情報発信方法、受付方法等を事前にお知らせ・ご相談くださいますようお願い致します。

日本承継寄付協会 2023年3月17日 Ver.01

日本承継寄付協会 2023年3月29日 Ver.02